

福岡市感染症予防計画の概要について

1 計画策定の経緯・趣旨（第1章 第1）

- 今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を踏まえ、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、これまで都道府県が策定することとなっていた、既存感染症を含む感染症全般の対策の方向性を示す「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（予防計画）について、新たに保健所設置市においても策定したものの。

- 保健所設置市である福岡市は、福岡空港や博多港が立地した九州・西日本地域の発展を支えるアジアのゲートウェイであり、他の都市よりも感染症に関する備えが重要であるとの認識のもと、新型コロナウイルス感染症対応における課題も踏まえ、予防計画を策定した。

- 計画の策定にあたっては、県、県内の保健所設置市（福岡市、北九州市、久留米市）、医療機関・団体等が参加する福岡県感染症対策連携協議会を通じて、立案の段階から連携して検討し、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（基本指針）に即しつつ、県、各保健所設置市の計画について、相互の整合を図っている。

2 計画における感染症対策の基本的な考え方（第1章 第2～第3）

(1) 感染症の予防の推進の基本的な方向

- ・ 感染症の発生の予防及びまん延の防止に重点をおいた事前対応型行政を構築する。
- ・ 感染症に関する積極的な情報提供を通じて、市民一人一人の予防を推進する。
- ・ 患者に対する早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。
- ・ 感染症の発生状況等を把握し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- ・ ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、積極的に予防接種を推進する。
- ・ 人権尊重の観点から、個人情報の保護に留意するとともに、差別・偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

(2) 基本的な方向へ取組を進めるための市の役割

- ・ 正しい知識の普及、情報の収集・分析・公表、研究の推進、人材の養成・資質の向上や確保、迅速かつ正確な検査・医療提供体制の整備等に必要な基盤の整備

3 感染対策に係る具体的な施策（第2章 第1～第10）

- 国の基本指針に即して、県の予防計画と整合を図りながら、以下のとおり、感染症対策に係る各施策を記載。
- なお、医療提供体制に関する事項等については、都道府県が計画を策定することとなっており、県と連携して取組を進める。

主な施策の内容
① 感染症の発生の予防のための施策（第2章 第1） <ul style="list-style-type: none">・ 感染症の発生予防の基本として感染症発生動向調査を実施・ 効果的かつ効率的な感染症対策のため、県や医師会、検疫所などの関係機関と連携
② 感染症のまん延の防止のための施策（第2章 第2） <ul style="list-style-type: none">・ 患者等の人権尊重、患者に対する早期治療の積み重ね等による社会全体の予防を推進・ 感染症発生動向調査情報の公表等による市民等の理解と協力に基づく予防を推進
③ 感染症の患者の移送のための体制の確保（第2章 第3） <ul style="list-style-type: none">・ 患者の移送にかかる人員体制の整備、消防局や県、他の保健所設置市等との連携

主な施策の内容	
<p>④ 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備 (第2章 第4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者への委託等を活用しつつ、外出自粛対象者の健康観察や生活支援を実施 ・ 高齢者・障がい者施設等へ感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保 	
<p>⑤ 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究 (第2章 第5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所において、地域における感染症対策の中核的機関として、総合的な感染症の情報発信拠点の役割を果たすため、保健環境研究所等との連携による情報収集・調査・研究を実施 ・ 保健環境研究所において、病原体等に関する情報の収集、調査及び研究を実施 	
<p>⑥ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上 (第2章 第6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健環境研究所における計画的な人員の確保や配置等、平時からの体制整備 ・ 研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の維持、検査試薬等の物品の確保等を通じた試験検査機能の向上 	
<p>⑦ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 (第2章 第7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が開催する研修会等への保健所職員等の派遣や、講習会等の開催など研修の充実 ・ IHEAT 要員 (健康危機発生の際に保健所等の業務を支援する外部専門職) の確保と、平時からの実践的な訓練の実施 	
<p>⑧ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保 (第2章 第8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有事に必要となる人員体制や設備等の想定、業務マニュアルの整備、外部委託や応援の受入等も含めた計画的な体制整備を行うとともに、感染症発生時において有事体制へ迅速に切り替え ・ 感染症に関する情報が責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制の構築 ・ 保健所に所長を補佐する総合的なマネジメントを担う保健師の配置 	
<p>⑨ 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 (第2章 第9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者や医療従事者等への差別・偏見の排除等に向けた情報の提供や相談等の実施 ・ 患者等の人権や個人情報の保護の観点を踏まえた適切な情報の公表 	
<p>⑩ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策 (第2章 第10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における迅速かつ的確な国等との連携 	

【参考：県予防計画で策定される主な施策】

主な施策の内容
<p>① 感染症に係る医療を提供する体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県は新興感染症発生時に入院や発熱外来、自宅療養者への医療提供等を担う医療機関等と事前に協定を締結
<p>② 宿泊療養体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県は事業者等と事前に協定を締結し、宿泊施設を確保
<p>③ 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県は保健所設置市等に対する総合調整・指示権限等を適切に行使
<p>④ 感染症対策物資等の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県は新興感染症の汎流行時に供給及び流通を適確に行うため、平時から个人防护具等の流通備蓄体制を構築
<p>⑤ その他感染症の予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設・院内感染の防止、災害防疫、動物由来感染症対策、薬剤耐性対策等

4 本市における数値目標（第2章 第11）

- 国の基本指針において、保健所設置市が策定することとされている数値目標について、以下のとおり設定する。
- なお、医療提供体制（病床数、発熱外来機関数等）、物資の確保、宿泊療養体制の数値目標は、県において策定する。

前提条件

- ・ 対応感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、新感染症を基本とし、まずは、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む。
- ・ 実際に発生・まん延した感染症が、「事前の想定とは大きく異なる事態」（※）となった場合は、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。
（※国が国内外の最新の知見や、現場の状況等を把握しながら適切に判断する。）

- (1) 「保健環境研究所の検査能力及び検査機器の数」、「有事の際の保健所の対応人員数」

項目	流行初期 (発生公表後 1か月以内)	流行初期以降 (発生公表の 6か月後)	目標の目安（国）
検査の実施能力 (保健環境研究所)	250 件/日	500 件/日	新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大検査能力
保健環境研究所の 検査機器の数	3 台（※）	4 台（※）	検査の実施能力に相当する数
有事の際の保健所 の対応人員数	656 名		流行開始から 1 か月間の業務量に十分に対応可能な人員体制(保健所職員・応援職員・IHEAT 要員等)

※流行初期は、リアルタイム PCR 装置 3 台で対応。
流行初期以降は、自動核酸検査機器を 1 台追加。

- (2) 「保健所職員等に対する研修・訓練回数」、「IHEAT 要員の確保数」

項目	数値目標	目標の目安（国）
研修・訓練回数 (保健所職員等)	年 1 回以上	研修訓練を年 1 回以上実施
IHEAT 要員の確保数 (IHEAT 研修の受講数)	30 名	—